

# 青森県報

第二千八十四号

平成十四年十月九日(水曜日)

## 目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉課）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	二
介護保険法による介護療養型医療施設の指定	（同）	二
道路の区域の決定	（道路課）	三
道路の区域の変更	（同）	三
道路の供用の開始	（同）	四
右 同	（同）	四
公 告		
換地処分	（農村整備課）	四
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	四
建設業者の許可の取消し	（八戸県土整備事務所）	五
右 同	（十和田県土整備事務所）	五
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	（事務局）	五

## 告 示

## 示

青森県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	居宅サービス類	居宅サービス事業所	指定期間
名称 和団法人十和田労働福祉会館 主たる事務所所在地 十和田市西二丁目二番二の二	訪問介護	ヘルパーステーションわかば 所在地 十和田市西二丁目二番二の二	平成十四年十月九日
名称 有限会社サイオン・システム 主たる事務所所在地 八戸市大字大久保一〇の二	痴呆対応生活介護	つむぎの家 所在地 八戸市大字大久保一〇の二	平成十四年十月九日
名称 社会福祉法人青森福祉振興団 主たる事務所所在地 一ツ市十二丁目三番一	短期生活介護	特別養護老人ホームみちのく荘 所在地 一ツ市十二丁目三番一	平成十四年十月九日
名称 パンドール株式会社 主たる事務所所在地 弘前市大字西三丁目六番一	痴呆対応生活介護	グループホーム弘前東 所在地 弘前市大字末四丁目一の六	平成十四年十月九日

株式会社 ムスン	パンドー 会社	成有限 会社	社会福 元会	有限会 社	和有限 田社	有限会 社	有限会 社	社会福 人	有限会 社	社会福 人
東京都 港区 本木 四丁 目八	弘前市 大字 西三 丁目 六	北津軽 郡小 泊一 丁目	青森市 大字 高瀬 一八 丁目	八戸市 大字 湊一 丁目	十和田 市中 道五 丁目	弘前市 大字 安八 丁目	北津軽 郡金 木三 丁目	三沢市 大字 二七 丁目	弘前市 大字 清一 丁目	弘前市 大字 富七 丁目
訪問 介護	痴呆 共同 生活 介護	痴呆 共同 生活 介護	通所 介護	痴呆 共同 生活 介護	痴呆 共同 生活 介護	通所 介護	痴呆 共同 生活 介護	訪問 介護	訪問 介護	痴呆 共同 生活 介護
株式 会社 ムスン アセン タ	グルー プホ ムパ ンド 黒石	グルー プホ ムす い寛 荘	セイ ンター ピ	グルー プホ ムむ つ湊 苑	グルー プホ ムは なほ	あけ ぼの プラ ザセ ンター	グルー プホ ムさ くら 園	ホーム ヘル プ青 空	訪問 介護 キ ア	痴呆 共同 生活 介護 型 グル ム森
青森市 橋本 三丁 目四 の五	黒石市 追子 野一 丁目 の二	北津軽 郡小 泊一 丁目	青森市 大字 大岡 三三 の二	八戸市 大字 湊一 丁目	十和田 市中 道五 丁目	五所川 原市 大字 石田 一〇 の二	北津軽 郡金 木三 丁目	三沢市 大字 二七 丁目	弘前市 大字 四丁 目一 の六	中津軽 郡岩 木七 丁目 の三
〃	〃	〃	〃	〃	一四・ 九・ 七	〃	一四・ 九・ 六	一四・ 九・ 二	〃	一四・ 九・ 三

青森県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称 有限会社マユ ミックス	名称 五所川原中央居 宅介護支援セン ター	平成 一四・ 九・ 三
所在地 五所川原市字八 重菊九一の一	所在地 五所川原市字下 り枝一三の六	
名称 社会福祉法人 楽晴会	名称 大町居宅介護支 援事業所	一四・ 九・ 二
所在地 三沢市大町二丁 目六の二七	所在地 三沢市大町二丁 目六の二七	
名称 有限会社佐藤 器機	名称 ケアプラザあけ ぼの居宅介護支 援センター	一四・ 九・ 六
所在地 弘前市大字安原 三丁目八の一	所在地 五所川原市大字 飯詰字石田二二 九の一〇二	
名称 社会福祉法人 平元会	名称 居宅介護支援事 業所ポピー	一四・ 九・ 七
所在地 青森市大字高田 一字川瀬一八六の 一	所在地 青森市大字大野 二字片岡三三の一 二	

青森県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

名称	開設の場所	指定年月日
小野寺泌尿器科医院	青森市堤町二丁目四の七	平成 一四・六・一六
芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	〃
医療法人聖誠会石澤 内科胃腸科	弘前市大字新町一五一	一四・九・二七

青森県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	国 道	四五四号	八戸市大字尻内町字直田七四の一から 八戸市大字尻内町字張田一〇二の一まで	前	二〇・五〇メートルから 三六・〇〇メートルまで	四一八・〇〇メートル	
2	県 道	八戸三沢線	八戸市大字尻内町字直田一九から 八戸市大字尻内町字直田七〇まで	後	二〇・五〇メートルから 九〇・〇〇メートルまで	四四八・〇〇メートル	
				後	四三・〇〇メートルから 六四・〇〇メートルまで	三四六・五〇メートル	

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字尻内町字鴨田四 の二から 八戸市大字尻内町字直田一 九まで	三〇・〇〇メー ルから 一〇六・〇〇メー トルまで	一、三三四・五〇 メートル	

青森県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 八戸環状線	八戸市大字尻内町大鴨田四の二から八戸市大字尻内町字直田一九まで	平成十四・一〇・一五
県道 八戸三沢線	八戸市大字尻内町字直田一九から八戸市大字尻内町字直田七〇まで	"
国道 四五四号	八戸市大字尻内町字直田七四の一から八戸市大字尻内町字張田一〇二の一まで	"

青森県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 二八〇号	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一・一六の一五から東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五まで	平成十四・一〇・一〇

一 国 道 一 〇 一 号	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字大和田二九の四七六から西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の八まで	十四・一〇・九
---------------------------------	--	---------

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、第2東通地区の県営土地改良事業に係る新橋工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十月九日

青森県知事 木村守男

- 一 都市計画の種類
  - むつ都市計画道路に関する都市計画（三・三・一号大曲越葉沢線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
  - 1 除かれる土地の区域
    - むつ市下北町、仲町の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土木整備部都市計画課、むつ市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十四年十月十日から同月二十三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 高工株式会社

二 代表者の氏名 高橋 敏

三 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢尻二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一〇八三三号

五 取消年月日 平成十四年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 工建築

二 氏名 木村 工

三 主たる営業所の所在地 三沢市松原町二丁目三一の三七四六

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一六九〇〇号

五 取消年月日 平成十四年九月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成14年8月26日付け青監査第61号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年10月9日

青森県監査委員 片 谷 稔 子  
同 橋 本 敏 夫  
同 須 藤 健 夫  
同 山 内 崇

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県産業技術開発センター	前渡資金の精算手続が遅延しているものがある。	今後、前渡資金の精算手続が遅延しないよう支出した前渡資金については一覧表に記載し、精算

青森県五所川原警察署	宿泊付き出張について、復命書が適正に作成されていないものがある。	手続が終了したかどうかを随時チェックすることとしている。 適正な復命書の作成及び確認の徹底について、全所属に対し指導措置を講じた。
------------	----------------------------------	--

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭